

都市の低炭素化の促進に関する法律案

背景

○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法案の概要

- 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）
- 民間等の低炭素建築物の認定

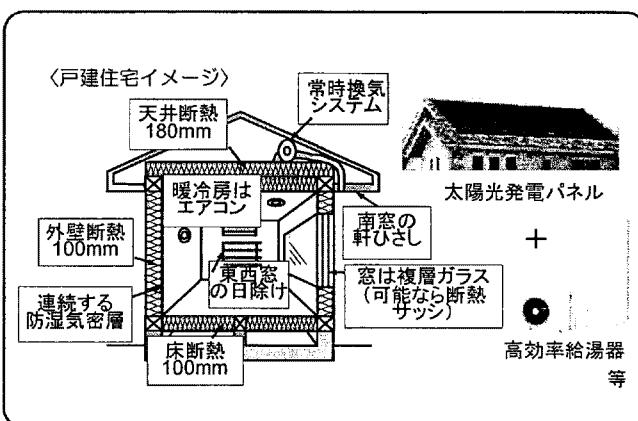
【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)	登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存登記 0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転登記 0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】



- 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

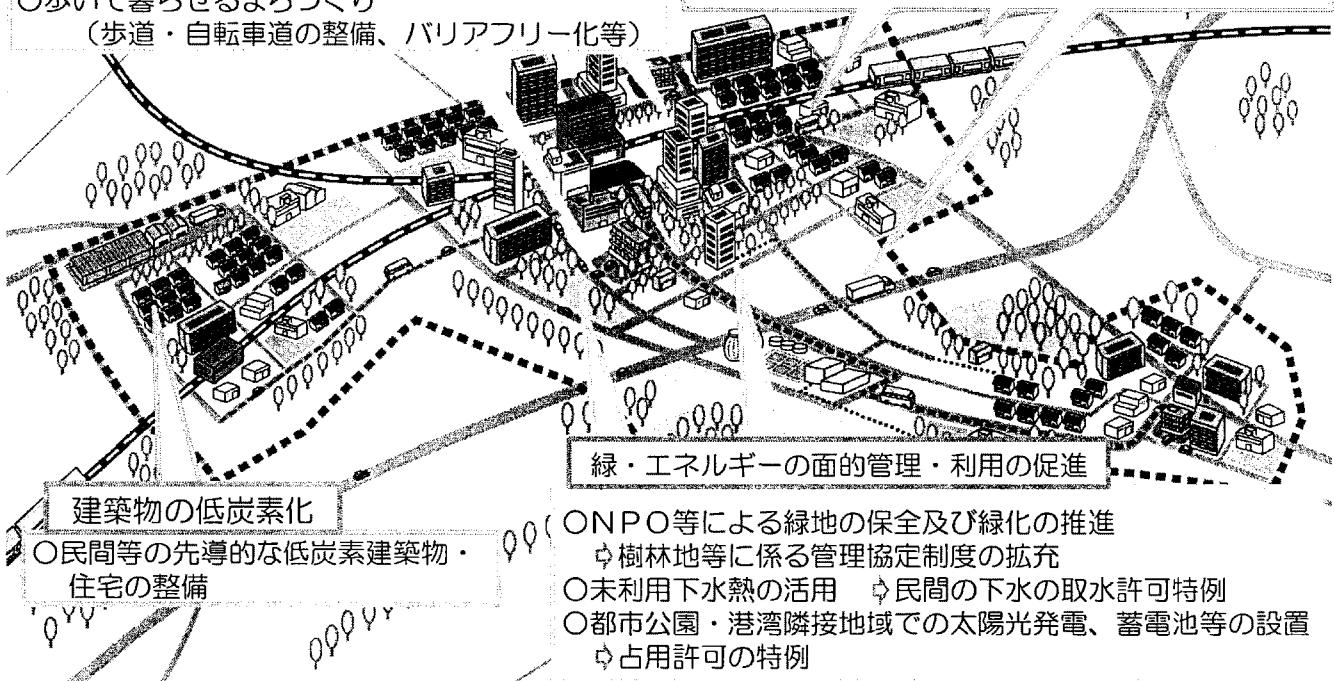
※ 協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会（地方公共団体、民間事業者等）を設置可能

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - △民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - △建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
 - （歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等）

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - △バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制



都市の低炭素化の促進に関する法律案概要

※国土交通省、環境省、経済産業省の共管

(1) 目的

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、基本方針の策定について定めるとともに、低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 国の責務等

- ① 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならないこととする。
- ② 国、地方公共団体、事業者は、都市の低炭素化の促進に関する施策を策定、実施する責務、協力する責務等を有することとする。

(3) 都市の低炭素化の促進に関する基本方針の策定

- ① 主務大臣（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）は、都市の低炭素化を促進するため、低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的事項、低炭素建築物の普及の促進に関する基本的事項等を内容とする都市の低炭素化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」）を定めなければならないこととする。
- ② 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこととする。

(4) 低炭素建築物新築等計画の認定

- ① 市街化区域等において、建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁（市町村長又は都道府県知事）の認定を申請することができるとしている。
- ② 所管行政庁は、低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化に関し誘導すべき基準等に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとする。
- ③ ①の認定に係る建築物の床面積のうち、低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする。

(5) 低炭素まちづくり計画の作成

- ① 市町村は、単独で又は共同して、市街化区域等において、基本方針に基づき、
 - ア 対象となる区域
 - イ 都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、緑地保全等に関する事項
 - ウ 計画期間等を内容とする低炭素まちづくり計画を策定することができるとしている。
- ② 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、低炭素まちづくり協議会（市町村、NPO、事業者、学識経験者等）を組織することができるとしている。

③ 低炭素まちづくり計画に係る以下の特例を創設することとする。

ア 集約都市開発事業の認定制度の創設

集約都市開発事業（病院、共同住宅その他多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備等に関する事業で、都市機能の集約を図るために拠点の形成に資するもの）を市町村長が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずる。

イ 駐車場法の特例

駐車機能集約区域内において建築物の新築等を行おうとする者に対し、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を条例で定めることができることとする。

ウ 公共交通の利用促進・貨物の運送の合理化に係る特例

i) 道路運送法、鉄道事業法、軌道法、貨物利用運送事業法等の特例

都市機能の集約化に関連して行われる一般乗合旅客自動車運送事業の路線新設等について、事業者が、国土交通大臣の認定を受けた場合は、道路運送法による事業計画の変更の認可等があつたものとみなすこととする。

ii) 共通乗車船券に係る特例

運送事業者は、低炭素まちづくり計画の区域に来訪する旅客等を対象とする共通乗車船券に係る運賃等の割引について、共同して国土交通大臣に届け出ることができ、これにより関係法令による届出があつたものとみなすこととする。

エ 緑地の保全・緑化の推進に関する特例

i) 樹木等管理協定制度

市町村又は緑地管理機構は、樹木保全推進区域内の樹木・樹林地の所有者等と樹木等管理協定を締結し、樹木等の管理を行うことができるここととする。

ii) 特定緑地管理機構の指定

市町村長は、緑地保全・緑化推進を図ることを目的とするN P O等を、特定緑地管理機構として指定できることとする。

オ 下水道法の特例

下水を熱源とする熱を熱供給に利用するための下水道の排水施設からの下水の取水に係る許可等の下水道法の特例を講ずる。

カ 都市公園、港湾の占用の許可の特例

都市公園、港湾における非化石エネルギー利用施設等（太陽光発電設備、蓄電池等）の整備に係る占用については、許可を与えることとする。

キ 既存建築物の所有者等への援助

市町村は、計画区域内の既存建築物につき、建築物の低炭素化を促進するため、その所有者等に対し、情報の提供や助言等の必要な援助を行うよう努めるものとする。

ク 自動車の使用者等への援助

市町村は、自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制を促進するため、自動車の使用者等に対し、環境の整備、情報の提供や助言等の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(6) その他

施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。